

贈らない！ 求めない！ 受け取らない！

政治家の寄附は禁止 有権者が求めることも禁止

政治家（候補者、候補者になろうとしている人、現に公職にある人）が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されており、違反すると処罰されます。
また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。

心当たいは

あいませんか？

政治家の寄附禁止



問

政治家が地域のお祭りに寄附したり、各種会合にお酒を差し入れたりすると処罰されますか。

答

処罰されます。なお、処罰されると公民権（選挙権・被選挙権）停止の対象となります。

問

政治家の秘書や親族が、葬式に代理出席し、政治家の香典を相手方（選挙区内に

答

ある者）に出すことができますか。

できません。ただし、政治家本人が自ら出席し、その場において出すことは差し支えありません。

問

選挙区内で行う純粋な政治講習会で、政治家が昼食時に弁当を出すことはどうですか。お茶やお菓子をどうしてもよいでしょうか。

答

弁当を出すことは罰則をもつて禁止されます。ただし、湯茶や通常用いられる程度の菓子を出すことについては、差し支えありません。

政治家に対する寄附の 勧誘・要求の禁止

問

自治会の役員が自治会内の人たち全員にお祭りなどの寄附を募る場合、自治会内の政治家に対して寄附を求めることができますか。

答

できません。この場合、政治家を威迫して寄附を求めた場合は処罰されます。



問

後援会は、その会員の葬式であっても、花輪や香典を出すことができないのですか。

答

選挙区内にある者に対しては、罰則をもつて禁止されます。

後援団体の寄附禁止

「威迫」とは、「人に不安の念を抱かせるに足りる行為」をいうものと解されています。

後援会が、選挙区内に住む者の家の新築祝いを出すことができますか。



答

新築祝いは祝儀に当たりますので、罰則をもつて禁止されます。

※詳細については、市選挙管理委員会までお問い合わせください

10月1日は、市議会議員選挙の投票日です。大切な1票を無駄にしないように投票に出掛けましょう。